

やさしい街づくり！元気な長崎！



長崎市議会議員

いづわ清隆

だより

第8号

平成16年11月 発行責任者：馬場 尚之 長崎市水の浦1の1 TEL861-6032



多くの傍聴者の中で自席にて再質問を行う

晩秋の候、紅葉の美しい季節となりましたが、皆さまにおかれましては益々ご健勝にて、ご活躍の事とお慶び申し上げます。

今年には台風の当たり年と言われるように22号が発生し、その内、日本へ最多更新する9個も上陸し、多くの死傷者を出すという近年にない大きな台風の続出でありました。

その中で、9月8日には台風18号が長崎市を直撃し、小・中・高校は臨時休校、公共機関のバス・電車は完全ストップする等、市民の足が混乱し、各方面でも大きな被害をもたらしました。

被害に遭われた関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、9月に開催された定例議会では、主に来年1月4日に1市6町が合併する為の129に及ぶ条例改正議案や補正予算の審議を行い、賛成多数で可決され、私達の民主・市民クラブは合併に伴う補正予算では長崎市に合併する町民の皆さんが日常生活に支障をきたさないように事前の説明会の開催など賛成の立場で討論を行いました。

また、9月議会では3回目の一般質問の機会を頂き9月9日に登壇しました。当初予定日は9月8日でしたが、台風対策の影響で日程変更がある中で、台風明けにも関わらず当日は多くの支援者の傍聴を頂き、行政に対して市民の代弁者として質疑を交わしました。

今後とも、私のモットーである「やさしい街づくり」「元気な長崎」創りに向けて議員活動を邁進する所存でありますので、ご指導・ご支援をよろしくお願い致します。

長崎市議会議員 五輪 清隆

第216号議案 平成16年度長崎市一般会計補正予算(第3号)に賛成の立場で民主・市民クラブを代表し意見を申し上げます。

長崎県では、すでに平成16年度に合併で3市1町が新しく誕生しました。

合併の方式は違いますが長崎県で5番目の合併へ向け、カウントダウン103日後の平成17年1月4日に新長崎が誕生します。

合併する1市6町の平成16年度6月補正後の一般会計を単純に一人当たりの行政コストと比較してみますと、長崎市が47万1千円、6町平均が65万7千円と18万6千円、約4割

1市6町合併補正予算案に

賛成の立場で討論を行う！

▼そこで本議案に対し総括的に意見を申し上げます。

平成16年3月4日に調印された、合併協定書の36項目338の取り扱いを基本に、長崎市の制度に統一することを原則として、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、

経過措置を講じる等の考え方で、調整され、それぞれの条例に基づき予算が計上されております。

今後、それぞれの取り扱い、事業の具体的運営や各施設の開館時間などを、規則、細則で決定することに成りますが、決定に当たっては、各町の住民利用状況や住民の意見を尊重し、合併までの期間、各町の行政と調整を図り決定されるよう要請いたします。

▼次に、合併までの期間の行政運営について意見を申し上げます。

新長崎市となって住所の表示や官公庁を含め各種機関への変更手続きが想定されますが、手続き方法などのPRについては遺漏なきよう対応されると共に日常生活上に支障をきたさないよう十分配慮され、住民の皆様が不安を与えないよう、事前に説明会の開催やパンフレットによる広報、問い合わせ相談窓口の開設など、住民や事業者の立場に立った対応を要請してまいります。

次に、1月4日まで残された期間の行政運営のあり方については、行政の継続性を考え、合併後問題が発生しないように、合併協議会に設置された、専門各部署で十分な協議を行い運営に当たられるよう要請いたします。

斜面地・中心市街地特別委員会

現地調査実施！



立山地区に設置された斜面移送機器

五輪議員が所属する斜面地・中心市街地特別委員会は、斜面に連なる地域の中心市街地の現状と問題点を把握し、快適な市民生活の実現と活力ある街づくりの推進に寄与することを目的に議員12名で本年3月24日に設置し、今日まで5回の委員会を開催し、斜面地・中心市街地の現状と問題点の抽出や移送支援システム、地域再生構想などについて議論を重ねてきました。

去る、9月21日(火)に委員による自主的現地調査として、長崎市が斜面市街地事業を進めている8地区の中で、十善寺地区、稲佐・朝日地区の視察を実施し、各地区のまちづくり協議会役員および商店街組合役員の皆さんとの懇談会も開催し、出席された協議会・商店街役員の皆さんより地元での苦労話や事業計画の進捗状況の問題点等、多くの意見・要望が出され終了しました。



稲佐商店街にて

ご相談はお気軽に！

長崎市の都1丁目1444-13
自 宅 ☎(844)9599
生活相談室 ☎(861)1985



いづわ清隆

この用紙は再生紙を使用しています。

143の議案を可決!

9月1日に開会した平成16(2004)年9月定例長崎市議会は24日、最終本会議を開催し、昨年7月の長崎市男児誘拐殺人事件を受け、市全体で再発防止に取り組む為の理念をうたった安全・安心まちづくり条例案や、総額150億4,400万円に上る本年度一般会計補正予算案など143の議案を可決するとともに、請願3件を採択、1件を不採択とし閉会しました。

今9月議会では市長提出の139議案のうち129議案が来年1月4日の西彼6町との編入合併に伴う条例改正や補正予算となつていきます。

合併関連を除いた補正予算では、立山防空壕保存整備調査費700万円や平成17年に購入予定のコガタペンギンの飼育舎等整備費1,700万円、斜面市街地再生事業費1億1,500万円などが含まれています。また、PFI手法による図書館整備運営事業のための債務負担行為135億円も含まれています。(平成17年度～同34年度)

また、一般質問には民主市民クラブより中村照夫・野口達也・五輪清隆議員の3名が立ちました。

五輪清隆議員の質問・回答要旨(抜粋)

老人交通費助成事業について

【質問】老人交通費助成事業は、平成8年度より支給対象者年齢70歳から80歳、助成金額も5,000円相当となつて8年が経過しているが、上限年齢制限撤廃は今後、高齢化が一層進む中で見直しが必要と思われませんが見解を求めます。

【答弁】老人交通費助成事業は、高齢者の方が公共交通機関を利用することにより、社会的活動などに参加するための外出の機会を増やし、生きがいが高めることを目的とする事業で、現在の支給年齢の

上限を撤廃すると、対象者が約19,600人増加となり94%の精算率で見込んだ場合、約9,000万円の新たな経費負担が必要になると見込まれます。

この事業の見直しについては、現在、老人交通費助成事業を含む本市の福祉のあり方等について「明日の福祉を語る市民会議」でご協議いただいております。10月末には、その報告が提出される予定となつておりますので、市民会議でのご意見等も参考にさせて頂きながら、福祉施策全般の推移を見据え、本事業のあり方について検討してまいりたいと考えています。

【再質問】平成16年度の予算(1億9,200万円)内で、支給上限年齢を撤廃できないか3点について伺います。

- ①支給金額の5,000円相当は据え置いて、支給年齢を見直す場合
- ②支給金額の5,000円を見直した場合
- ③所得制限を設けて支給する場合

【答弁】①支給年齢枠の下限の年齢を75歳に引き上げれば、予算枠の中におさまりますが、70歳から74歳までの方が約2万人おられ、70歳以上の34%を占めていることや、年代的に見ても、外出の多い年齢層であることなどから、慎重に検討する必要があります。

②現行の支給金5,000円の見直しは、色々なご意見があると思われまので、「明日の福祉を語る市民会議」の意見を参考にしながら検討します。

③支給対象者に所得制限を設けてはどうかについては、当事業は高齢者の方の生きがい対策および外出支援を目的とする事業であり、多くの高齢者の方が積極的に社会参加をしていただく主旨であることから、過去においても所得制限を撤廃した経緯もありますのでご理解下さい。

長崎市シルバー人材センター

会員の就業状況について

【質問】平成15年度に会員登録された1



シルバー人材センター事務所

、366名の就業状況と就業の応募情報の提供について伺います。

【答弁】平成16年3月31日現在で会員数は1,366名であり、平成15年度の受注件数は5,056件で、就業人員は91,263人となっています。

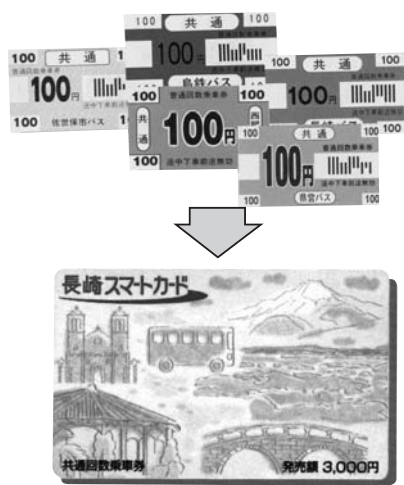
就業実人員は1,060人、未就業者は306人となっており、就業率は77.6%という状況であります。

情報の提供は、シルバー人材センター事務局において、就業場所と会員の住所、特定の技能・技術・資格の必要性、会員の健康状態、発注者の特定の要望等を総合的に判断して決定し、該当した会員に対し随時、情報提供を行っています。

【再質問】現在、支給対象者に対してバス・電車の100円共通利用券を支給しているが長崎バスと県営バスでは、一般回数乗車券の販売は9月末で販売中止となり、回数乗車券の利用は平成17年3月末日までとなるが、バス共通利用券の支給と取り扱いはどのようになるのか伺いたい。

さらに、本年4月より離島を除く地域のバスにICスマートカードが使用できるように機械がされたので、現在の共通利用券からスマートカードに変更できないか伺いたい。

【答弁】本市で交付しているバスの共通利用券は、今後も現行どおり使用できますが、これまでバスの運賃を利用券と回数乗車券で支払われていた方は、17年4月以降は、利用券に加えて不足分を現金で払っていたかスマートカードを使っていただくこととなります。



【再質問】公平な就業機会の配分に不具合があると思うが、今後の取り組みについて伺いたい。

【答弁】公平な就業機会の配分は、テレホンサービスによる公募と併せ、未就業対策として会員の就業の確保とセンター事業の普及啓発を中心に、非常勤の就業開拓専門員を配置し、週3回、家庭・企業・公共施設等を訪問し、シルバー人材センターが受注できる仕事の開拓に努めております。

さらに、今年度は未就業会員の相談窓口を設けるとともに、本年10月末時点の未就業会員を対象に実態調査を行い、未就業理由を詳細に把握し、個人ごとの対応を役員・事務局が一体となって実施したいと考えています。

個人情報保護と住民基本台帳の閲覧制度について

【質問】今年5月6日に地方自治体の組織より「閲覧で知り得た住所や名前がダイレクトメールに使われている」ので「プライバシーの侵害だ」などの苦情から各市町村が苦慮していることにより、個人情報保護を保護するための住民基本台帳法第11条に定める台帳の閲覧制度の改正要請を文書にて行っています。が、それに対する総務省の対応について伺います。

【答弁】住民基本台帳法において「閲覧要求が不当な目的による場合

乗車時・降車時に

かるくワンタッチ

【バスに乗る時】

【バスを降りる時】

精算方式を取り入れたスマートカードの導入としますと、初期においてバス事業者がスマートカードシステムのプログラムを変更するとともに、全てのバス読み取り機の新たな設定などの経費、交付機器導入に係る経費およびカードに係る経費がかなり、合わせて約7,000万円を超える経費が新たに必要となります。

このように初期に係る経費が多額になることから、当面はこれまでの利用券方式を継続したいと考えていますが、スマートカードは利便性が高いものでありますので、高齢者の方々が使いやすい方法で、しかも経費の節減が図れないか、現在、各事業者と協議を続けています。

は、その請求を拒むことができる」と規定されており、国は自治体とその判断を委ねているところであります。しかしながら、不当か否かの判断は極めて困難であり、営利目的であると分かっていても住民基本台帳法上、自治体では拒否できないことから、本市が加入している長崎県並びに九州戸籍・住民基本台帳事務連絡協議会を通じて、公共性・公益性のある目的以外の閲覧を禁止するよう法改正を国へ要望しています。

さらに、全国連合戸籍事務協議会においても本年5月6日に閲覧を原則禁止することを含めた法改正を求める「住民基本台帳法の閲覧制度に関する要請書」を総務大臣に提出していますが、今回の要請に対して国は「多角的、慎重に検討したい」との回答に留まっているところであります。

